

令和6年8月より



介護予防ケアプラン作成の契約方法が変わります

介護保険法の一部改正に伴い令和6年4月1日より町の指定を受けた居宅介護支援事業者（以下「指定介護予防事業者」という。）が、地域包括支援センターから委託を受けずにケアプランを作成できるようになりました。

介護予防ケアプランについては、「地域包括支援センター」又は「地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業者」が作成しており、御利用にあたっては、地域包括支援センターと契約を結んでいただいておりますが、令和6年8月より指定介護予防事業者と契約を結ぶことが可能となります。

○対象の方

契約方法が変更となる方は、要支援1・2の方です。

ただし、地域包括支援センターが介護予防ケアプランを作成している場合は対象となりません。

○契約について

指定を受けた居宅介護支援事業者と契約を結ぶ方は令和6年8月1日以降、居宅介護支援事業者と改めて契約を結ぶ必要があります。

手続き方法については、担当のケアマネジャーより御説明いたします。

御利用いただいているサービス内容への影響はございませんので御安心ください。

介護予防ケアプランの種類と契約

①介護予防支援

下記の介護保険サービスを利用した時
○訪問看護 ○訪問入浴 ○訪問リハビリ
○通所リハビリ ○福祉用具貸与 ○ショートステイ

上記サービスと右記の訪問型サービスや通所型サービスとを一緒に利用した場合も介護予防支援となります。

②介護予防ケアマネジメント

下記の介護予防・日常生活支援総合事業のサービスのみを利用した時
○訪問型サービス ○通所型サービス

事業対象者の方はこちらのサービスのみの利用となります。

↓
指定を受けた居宅介護支援事業者または地域包括支援センターと契約が可能

↓
地域包括支援センターと契約

※上記の下線部分が改正されました

◆注意事項

○利用サービスを追加、中止した時、ケアプランの種類が変わり、契約者が変わる場合があります。

どのような契約方法が望ましいか、担当ケアマネジャーとご相談ください。

○①介護予防支援②介護予防ケアマネジメントとともに、地域包括支援センターと契約した場合でも地域包括支援センターと契約した居宅介護支援事業者が介護予防ケアプランを作成することも可能です。

田原本町役場 長寿介護課 担当:海江田・國松 TEL0744-34-2101

地域包括支援センター 担当:木下・田渕 TEL0744-34-2104